

川崎天然ガス発電所 3・4 号機増設計画

環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 28 年 5 月

川崎天然ガス発電株式会社

第1章 方法書の公告及び縦覧等

1. 方法書の公告・縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下、「方法書」という）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して1月間の縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

平成28年3月25日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞による公告

平成28年3月25日付の日刊新聞紙に「お知らせ」を掲載した。

(別紙1参照)

- ・朝日新聞（朝刊：神奈川版、南部版）
- ・読売新聞（朝刊：神奈川版、都民版）
- ・毎日新聞（朝刊：神奈川版、都内版）
- ・日本経済新聞（朝刊：神奈川版、東京版）
- ・神奈川新聞（朝刊）
- ・産経新聞（朝刊：神奈川版、都内23区版）
- ・東京新聞（朝刊：全神奈川版、東京版）

② 上記の公告に加え以下の「お知らせ」を実施した。

- ・当社ホームページに平成28年3月25日（金）から掲載
<http://www.kngg.co.jp/environment/index.html#Environment01>

(別紙2参照)

(3) 縦覧場所

自治体庁舎44箇所及び当社事業所内の計45箇所において、縦覧を実施した。また、当社ホームページにより電子縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- ・神奈川県環境農政局環境部環境計画課（横浜市中区日本大通1）
- ・神奈川県かながわ県民センター（横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2）
- ・神奈川県川崎県民センター（川崎市幸区堀川町580）
- ・神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター（横須賀市日の出町2-9-19）
- ・神奈川県県央地域県政総合センター（厚木市水引2-3-1）
- ・神奈川県湘南地域県政総合センター（平塚市西八幡1-3-1）
- ・神奈川県県西地域県政総合センター（小田原市荻窪350-1）
- ・川崎市環境局環境評価室（川崎市川崎区宮本町1）
- ・川崎市川崎区役所（川崎市川崎区東田町8）

- ・川崎市川崎区役所大師支所（川崎市川崎区東門前 2-1-1）
- ・川崎市川崎区役所田島支所（川崎市川崎区鋼管通 2-3-7）
- ・川崎市幸区役所（川崎市幸区戸手本町 1-11-1）
- ・川崎市幸区役所日吉出張所（川崎市幸区南加瀬 1-7-17）
- ・川崎市中原区役所（川崎市中原区小杉町 3-245）
- ・横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課（横浜市中区真砂町 2-22）
- ・横浜市鶴見区役所（横浜市鶴見区鶴見中央 3-20-1）
- ・横浜市神奈川区役所（横浜市神奈川区広台太田町 3-8）
- ・横浜市西区役所（横浜市西区中央 1-5-10）
- ・横浜市中区役所（横浜市中区日本大通 35）
- ・横浜市港北区役所（横浜市港北区大豆戸町 26-1）
- ・東京都環境局総務部環境政策課（新宿区西新宿 2-8-1）
- ・東京都環境局多摩環境事務所（立川市錦町 4-6-3）
- ・大田区環境清掃部環境・地球温暖化対策課（大田区蒲田 5-13-14）
- ・大田区大森東特別出張所（大田区大森南 4-9-1）
- ・大田区大森西特別出張所（大田区大森西 2-3-3）
- ・大田区入新井特別出張所（大田区大森北 1-10-14）
- ・大田区馬込特別出張所（大田区中馬込 3-25-5）
- ・大田区池上特別出張所（大田区池上 1-29-6）
- ・大田区新井宿特別出張所（大田区中央 1-21-6）
- ・大田区嶺町特別出張所（大田区田園調布本町 7-1）
- ・大田区田園調布特別出張所（大田区田園調布 2-20-16）
- ・大田区鶴の木特別出張所（大田区南久が原 2-30-5）
- ・大田区久が原特別出張所（大田区久が原 4-12-10）
- ・大田区雪谷特別出張所（大田区東雪谷 3-6-2）
- ・大田区千束特別出張所（大田区南千束 2-16-19）
- ・大田区六郷特別出張所（大田区仲六郷 2-44-11）
- ・大田区矢口特別出張所（大田区矢口 2-21-14）
- ・大田区蒲田西特別出張所（大田区西蒲田 7-12-7）
- ・大田区蒲田東特別出張所（大田区蒲田本町 2-1-1）
- ・大田区糎谷特別出張所（大田区西糎谷 2-14-13）
- ・大田区羽田特別出張所（大田区羽田 4-23-7）
- ・品川区都市環境部環境課（品川区広町 2-1-36）
- ・品川区大井第一地域センター（品川区南大井 1-12-6）
- ・品川区八潮地域センター（品川区八潮 5-10-27）

② 当社事業所

- ・川崎天然ガス発電所（川崎市川崎区扇町 12-1）

③ インターネットの利用による公表

- ・当社ホームページにより方法書及び要約書を公表

<http://www.kngg.co.jp/environment/houhou/index.html>

(別紙3参照)

(4) 縦覧期間

平成28年3月25日(金)から平成28年4月23日(土)まで(閲覧は5月9日(月)まで実施)

(5) 縦覧者数(閲覧期間を含む)

① 各縦覧場所の縦覧者数

各縦覧場所において、確認された縦覧者数は合計6名であった。

② 方法書及び要約書を公表したウェブサイトへのアクセス数

3,048回

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、2参照)

開催日時	開催場所	来場者数
2016年4月5日(火) 18:30~20:30	横浜市技能文化会館	20名
2016年4月6日(水) 18:30~20:30	大田区産業プラザ	19名
2016年4月7日(木) 18:30~20:30	サンピアンかわさき(川崎市立労働会館)	21名
2016年4月10日(日) 13:30~15:30	サンピアンかわさき(川崎市立労働会館)	11名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成28年3月25日（金）から平成28年5月9日（月）（必着）まで

(2) 意見書の提出方法

縦覧場所に備え付けの意見書用紙（別紙4参照）などにより、当社への郵送による提出とした。

(3) 意見書の提出状況

住民等から事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は、1通6件であった。

川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 環境影響評価方法書の届出・送付及び縦覧・ 説明会の開催について

当社は、本日、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、「川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 環境影響評価方法書」（以下、「方法書」）及びこれを要約した書類（以下、要約書）を経済産業大臣へ届出するとともに、神奈川県知事、川崎市長、横浜市長、東京都知事、大田区長及び品川区長へ送付しましたのでお知らせいたします。

今回、届出・送付した方法書及び要約書は、環境影響評価法に基づき、2016年3月25日（金）より縦覧を行うとともに、以下のとおり方法書の説明会を開催いたします。

1. 方法書及び要約書の縦覧

(1) 縦覧場所

自治体等	縦覧場所	所在地
神奈川県	環境農政局環境部環境計画課	横浜市中区日本大通1
	かながわ県民センター	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
	川崎県民センター	川崎市幸区堀川町580
	横須賀三浦地域県政総合センター	横須賀市日の出町2-9-19
	県央地域県政総合センター	厚木市水引2-3-1
	湘南地域県政総合センター	平塚市西八幡1-3-1
	県西地域県政総合センター	小田原市荻窪350-1
川崎市	環境局環境評価室	川崎市川崎区宮本町1
	川崎区役所	川崎市川崎区東田町8
	川崎区役所大師支所	川崎市川崎区東門前2-1-1
	川崎区役所田島支所	川崎市川崎区綱管通2-3-7
	幸区役所	川崎市幸区戸手本町1-11-1
	幸区役所日吉出張所	川崎市幸区南加瀬1-7-17
	中原区役所	川崎市中原区小杉町3-245

横浜市	環境創造局政策調整部 環境影響評価課	横浜市中区真砂町2-22
	鶴見区役所	横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1
	神奈川区役所	横浜市神奈川区広台太田町3-8
	西区役所	横浜市西区中央1-5-10
	中区役所	横浜市中区日本大通35
	港北区役所	横浜市港北区大豆戸町26-1
東京都	環境局総務部環境政策課	新宿区西新宿2-8-1
	環境局多摩環境事務所	立川市錦町4-6-3
大田区	環境清掃部環境・ 地球温暖化対策課	大田区蒲田5-13-14
	全特別出張所（18ヶ所）	
品川区	都市環境部環境課	品川区広町2-1-36
	地域センター2ヶ所 （大井第一、八潮）	
事業者	川崎天然ガス発電所	川崎市川崎区扇町12-1

（2）縦覧期間

2016年3月25日（金）から2016年4月23日（土）まで

関係自治体の施設については、閉庁日・閉館日は除く

川崎天然ガス発電所については、土曜日、日曜日、祝日は除く

（各縦覧場所では意見募集の提出期限の2016年5月9日（月）まで閲覧できます。）

（3）縦覧時間

関係自治体の施設については、各施設の開庁時間・開館時間による

川崎天然ガス発電所については、午前9時から午後5時まで

（4）インターネットによる公表（電子縦覧）

方法書及び要約書は、当社ホームページにおいてもご覧いただけます。

掲載URL：<http://www.knng.co.jp/environment/houhou/index.html>

2016年3月25日（金）から2016年5月9日（月）まで

2. 説明会の開催

方法書の記載事項を周知するために次のとおり説明会を開催いたします。

開催回	開催日時	場所（住所）
第一回	2016年4月5日（火） 18:30～20:30	横浜市技能文化会館 大研修室 （横浜市中区万代町2-4-7）
第二回	2016年4月6日（水） 18:30～20:30	大田区産業プラザ 特別会議室 （大田区南蒲田1-20-20）
第三回	2016年4月7日（木） 18:30～20:30	サンピアンかわさき<川崎市立労働会館> 第3会議室 （川崎市川崎区富士見2-5-2）
第四回	2016年4月10日（日） 13:30～15:30	サンピアンかわさき<川崎市立労働会館> 第3会議室 （川崎市川崎区富士見2-5-2）

※受付及び開場は、説明会開始30分前から行います。

※説明会参加にあたって、事前のお申し込みは不要です。

※サンピアンかわさきでの説明会では、川崎市環境影響評価に関する条例に基づく「法対象条例環境影響評価方法書」の説明会を併せて行います。

3. 意見書の提出

本方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、事業者宛に書面にて郵送でご意見をお寄せください。

(1) 意見書の記載事項

- 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 意見書の提出の対象である方法書の名称（「川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 環境影響評価方法書」と記載して下さい。）
- 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載して下さい。）

なお、意見書に記載された個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。なお、ご記入頂いた意見内容に限っては、公表する可能性がありますので、予めご了承ください。

(2) 意見書の提出期限

2016年5月9日（月）必着

(3) 意見書の提出先

〒210-0867 神奈川県川崎市川崎区扇町12-1

川崎天然ガス発電株式会社 宛

(4) 意見書のダウンロード

意見書様式 (PDF) はこちら

意見書様式 (Word) はこちら

4. お問い合わせ先

川崎天然ガス発電株式会社 電話044-368-8671

(土曜日、日曜日、祝日は除く、午前9時から午後5時まで)

川崎天然ガス発電所3・4号機増設に係る 環境影響評価方法書の公表について

環境影響評価法第7条の規定に基づき方法書および要約書を公表します。

環境影響評価方法書

- 表紙、目次 [PDF 792 KB]
- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [PDF 898 KB]
- 第2章 対象事業の目的及び内容 [PDF 2,154 KB]
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (3.1.1 大気環境の状況) [PDF 2,207 KB]
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (3.1.2 水環境の状況) [PDF 1,657 KB]
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (3.1.3 土壌及び地盤の状況) [PDF 1,483 KB]
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (3.1.5動植物～3.1.7放射性物質の状況) [PDF 2,152 KB]
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (3.2 社会的状況) [PDF 2,222 KB]
- 第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果 [PDF 2,728 KB]
- 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 [PDF 1,106 KB]
- 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 [PDF 2,097 KB]
- 第7章 計画段階環境配慮書についての関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要、並びに事業者の見解 [PDF 2,603 KB]
- 第8章 発電設備等の構造若しくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容 [PDF 1,668 KB]

環境影響評価方法書 要約書

- 環境影響評価方法書[要約書]その1 [PDF 1,943 KB]
- 環境影響評価方法書[要約書]その2 [PDF 1,337 KB]
- 環境影響評価方法書[要約書]その3 [PDF 2,734 KB]
- 環境影響評価方法書[要約書]その4 [PDF 3,039 KB]

あらかし

- 川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 環境影響評価方法書のあらかし [PDF 2,919 KB]

川崎天然ガス発電所3・4号機増設に係る 法対象条例環境影響評価方法書の公表に ついて

環境影響評価方法書 法対象条例環境影響評価方法書

- 表紙、目次 [PDF 972 KB]
- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [PDF 898 KB]
- 第2章 対象事業の目的及び内容 [PDF 2,154 KB]
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (3.1.1 大気環境の状況) [PDF 2,207 KB]
- 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (3.1.2 水環境の状況) [PDF 1,657 KB]
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (3.1.3 土壌及び地盤の状況) [PDF 1,483 KB]
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (3.1.5 動植物～3.1.7 放射性物質の状況) [PDF 2,152 KB]
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (3.2 社会的状況) [PDF 2,222 KB]
- 第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果 [PDF 2,728 KB]
- 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 [PDF 1,106 KB]
- 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 [PDF 2,097 KB]
- 第7章 計画段階環境配慮書についての関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要、並びに事業者の見解 [PDF 2,603 KB]
- 第8章 発電設備等の構造若しくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容 [PDF 1,668 KB]
- 法対象条例環境影響評価方法書 [PDF 1,628 KB]

環境影響評価方法書 法対象条例環境影響評価方法書 要約書

- 環境影響評価方法書[要約書]その1 [PDF 2,024 KB]
- 環境影響評価方法書[要約書]その2 [PDF 1,357 KB]
- 環境影響評価方法書[要約書]その3 [PDF 2,749 KB]
- 環境影響評価方法書[要約書]その4 [PDF 3,151 KB]
- 環境影響評価方法書[要約書]その5 [PDF 1,629 KB]

あらかし

- 川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 環境影響評価方法書及び 法対象条例環境影響評価方法書のあらかし [PDF 3,096 KB]

第2章 環境影響評価方法書について提出された意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は6件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解は、次のとおりである。

なお、提出された意見については、原文のまま記載した。

環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解

1. 事業計画

	意見の概要	事業者の見解																																												
1	<p>発電機をさらに 2 機増設することは、窒素酸化物などの大気汚染物質と温室効果ガスを増やすことになり、市民の生命と健康を守るうえから認められない。川崎市内に、これ以上の発電所は不要と考えるが、どうしても作るのなら化石燃料でなく自然・再生エネルギーで賄うべきです。</p>	<p>本事業では、化石燃料のうち石油や石炭に比べて環境への影響が小さい天然ガスを燃料に使用します。NO_x 排出抑制対策として、最新の低 NO_x 燃焼器の採用や排煙脱硝装置を設置します。また、本発電設備における窒素酸化物の排出濃度については、既設 1・2 号機の 5ppm 以下に対して、3・4 号機は 4.5ppm 以下とします。更に、配慮書時の計画（約 58 万 kW×2 基）からの出力増加（約 65 万 kW×2 基）を考慮して、準備書においては、詳細設計等を踏まえて配慮書時の窒素酸化物排出量（17.8m³_N/h）以下となるよう、排出濃度を更に低減する計画であり、NO_x 排出量の削減に努めます。</p> <p>温室効果ガスについては、最新の発電効率の高いコンバインドサイクル発電方式の採用により発電電力量当たりの二酸化炭素排出量を低減します。なお、二酸化炭素排出量の総量については、様々な種類の発電所を発電コストの安い順に並べるメリットオーダーの考え方にに基づき、同じ燃料種の発電方式において、高効率で発電コストが安い発電所が優先的に稼働することにより、効率が劣る発電コストが高い他の発電所は採算性の観点から稼働率が下がることとなります。このため、電力・電力量の需要量が変わらない限り、日本全体としての二酸化炭素排出量は削減されます。そのため、本事業で効率の良い発電所が稼働することにより、日本全体としての二酸化炭素排出量の削減に寄与できるものと考えています。</p> <p>（参考）ばい煙に関する事項の比較</p> <table border="1" data-bbox="794 1415 1385 1960"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>約 58 万 kW (1 基当たり)</th> <th>約 65 万 kW (1 基当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湿りガス</td> <td>m³_N/h</td> <td>2,318,000</td> <td>2,736,000</td> </tr> <tr> <td>乾きガス</td> <td>m³_N/h</td> <td>2,113,000</td> <td>2,502,000</td> </tr> <tr> <td>実酸素濃度 (設計値)</td> <td>%</td> <td>12.6</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>—</td> <td>鋼製円筒形</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td>地上高</td> <td>m</td> <td>約 102</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td>頂部口径</td> <td>m</td> <td>5.9</td> <td>6.3</td> </tr> <tr> <td>煙突出口の ガス温度</td> <td>℃</td> <td>85</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td>煙突出口の ガス速度</td> <td>m/s</td> <td>32</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td>排出濃度</td> <td>ppm</td> <td>5 以下</td> <td>4.5 以下</td> </tr> <tr> <td>排出量</td> <td>m³_N/h</td> <td>17.8 以下</td> <td>19.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：1.約 58 万 kW は、配慮書の記載内容である。 2.約 65 万 kW は、方法書第 2 章の記載内容である。 3.約 58 万 kW 及び約 65 万 kW は、発電端出力である。</p>	項目	単位	約 58 万 kW (1 基当たり)	約 65 万 kW (1 基当たり)	湿りガス	m ³ _N /h	2,318,000	2,736,000	乾きガス	m ³ _N /h	2,113,000	2,502,000	実酸素濃度 (設計値)	%	12.6	同 左	種類	—	鋼製円筒形	同 左	地上高	m	約 102	同 左	頂部口径	m	5.9	6.3	煙突出口の ガス温度	℃	85	同 左	煙突出口の ガス速度	m/s	32	同 左	排出濃度	ppm	5 以下	4.5 以下	排出量	m ³ _N /h	17.8 以下	19.0 以下
項目	単位	約 58 万 kW (1 基当たり)	約 65 万 kW (1 基当たり)																																											
湿りガス	m ³ _N /h	2,318,000	2,736,000																																											
乾きガス	m ³ _N /h	2,113,000	2,502,000																																											
実酸素濃度 (設計値)	%	12.6	同 左																																											
種類	—	鋼製円筒形	同 左																																											
地上高	m	約 102	同 左																																											
頂部口径	m	5.9	6.3																																											
煙突出口の ガス温度	℃	85	同 左																																											
煙突出口の ガス速度	m/s	32	同 左																																											
排出濃度	ppm	5 以下	4.5 以下																																											
排出量	m ³ _N /h	17.8 以下	19.0 以下																																											

	意見の概要	事業者の見解
2	<p>復水器は冷却するから、温排水は発生しないとのことだが、海水の取水温度と変わらないということなのか。少しでも温度上昇があるのなら、その温度を銘記すべきです。</p>	<p>本事業では、海水冷却方式を採用せず、海水の取水を行わないため、温排水は発生しません。復水器の冷却には、冷却塔による淡水循環冷却方式を採用し、冷却水には川崎市の工業用水道を使用します。なお、発電設備からの排水の多くは冷却塔ブロー水であり、これらの排水は排水処理設備を経由し、外気温とほぼ同等の水温になり海域に排出されます。</p>

2. 大気質・温室効果ガス等

	意見の概要	事業者の見解
3	<p>窒素酸化物や二酸化炭素の排出量については、準備書段階で公表しているが、いまなお公害が改善されず気管支ぜん息患者などが増加しているなか、先の計画段階環境配慮書が今回の方法書で明示すべきものです。</p>	<p>本事業に伴う窒素酸化物及び温室効果ガスの影響については、方法書において環境影響評価項目として選定し、準備書で予測・評価を行います。</p> <p>窒素酸化物の排出量については、方法書の第2章のばい煙に関する事項で示したとおり $19.0\text{m}^3_{\text{N}}/\text{h}$ 以下としています。ただし、配慮書時の計画（約 58 万 kW×2 基）からの出力増加（約 65 万 kW×2 基）を考慮して、準備書においては、詳細設計等を踏まえて配慮書時の窒素酸化物排出量（$17.8\text{m}^3_{\text{N}}/\text{h}$）以下となるよう、排出濃度を更に低減する計画であり、NO_x 排出量の削減に努めます。</p> <p>二酸化炭素の排出量については、発電設備の仕様や稼働パターン等の検討を踏まえた上で、準備書で記載します。</p>
4	<p>窒素酸化物の増加は、川崎市が目指している「二酸化窒素日平均値 0.04ppm またはそれ以下」の達成を一層困難にするものです。なお二酸化窒素日平均値 0.06ppm は、1978 年当時日平均値 0.02ppm だったものを、科学的根拠を欠いたまま「大幅緩和」されたものであり、これは市民の健康は守れる数値ではありません。</p>	<p>本事業では、化石燃料のうち石油や石炭に比べて環境への影響が小さい天然ガスを燃料に使用します。NO_x 排出抑制対策として、最新の低 NO_x 燃焼器の採用や排煙脱硝装置を設置します。また、本発電設備における窒素酸化物の排出濃度については、既設 1・2 号機の 5ppm 以下に対して、3・4 号機は 4.5ppm 以下とします。更に、配慮書時の計画（約 58 万 kW×2 基）からの出力増加（約 65 万 kW×2 基）を考慮して、準備書においては、詳細設計等を踏まえて配慮書時の窒素酸化物排出量（$17.8\text{m}^3_{\text{N}}/\text{h}$）以下となるよう、排出濃度を更に低減する計画であり、NO_x 排出量の削減に努めます。</p> <p>また、本事業による窒素酸化物の影響については、方法書の第 8 章で示したとおり年平均値の最大着地濃度は 0.0004ppm であり、バックグラウンド濃度に対する寄与率も最大 0.2% であることから、本事業による窒素酸化物の影響は小さいと考えています。</p>

	意見の概要	事業者の見解
5	<p>二酸化炭素が大量に出ることになるが、「今世紀末にゼロにする」国連パリ合意や「2050年に80%削減とする」国の目標にも逆らうことになるのではないかと。二酸化炭素の削減を、先送りすることは認められません。</p>	<p>二酸化炭素については、最新の発電効率の高いコンバインドサイクル発電方式の採用により発電電力量当たりの二酸化炭素排出量を低減します。なお、二酸化炭素排出量の総量については、様々な種類の発電所を発電コストの安い順に並べるメリットオーダーの考え方にに基づき、同じ燃料種の発電方式において、高効率で発電コストが安い発電所が優先的に稼働することにより、効率が劣る発電コストが高い他の発電所は採算性の観点から稼働率が下がることとなります。このため、電力・電力量の需要量が変わらない限り、日本全体としての二酸化炭素排出量は削減されます。そのため、本事業で効率の良い発電所が稼働することにより、日本全体としての二酸化炭素排出量の削減に寄与できるものと考えています。</p>

	意見の概要	事業者の見解
6	<p>環境影響評価の進め方について</p> <p>① 窒素酸化物から二次生成される PM2.5 を、評価項目に加えるべきです。</p> <p>② 二酸化窒素の評価は、日平均値 0.06ppm でなく日平均値 0.04ppm とすべきです。また、短期的評価(1時間値)については 0.1ppm で評価すべきです。</p> <p>③ 現地の気象条件は、昨今の異常気象で以前と変化していることが考えられる。平成 15 年のデータ(平成 17 年環境影響評価書)を利用しているが、検証が必要と思われます。また、高層気象観測については現地で実施すべきです。</p>	<p>①PM2.5 については、「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会 報告書」(平成 24 年 3 月、環境省総合環境政策局)によると、「二次粒子については大気中での挙動が複雑であり、シミュレーションでも十分な予測精度が確保されていない」とされており、現状では二次生成される PM2.5 の予測は難しいと考えています。そのため、二次生成される PM2.5 の影響についても評価項目に選定しませんでした。寄与濃度を精度よく予測できる手法が確立された際には影響評価の実施を検討します。なお、本事業による窒素酸化物の影響については、方法書の第 8 章で示したとおり年平均値の最大着地濃度は 0.00004ppm であり、バックグラウンド濃度に対する寄与率も最大 0.2%であることから、窒素酸化物から二次生成される PM2.5 の影響は小さいと考えています。</p> <p>②二酸化窒素に係る環境基準(1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。)については、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められています。そのため、環境影響評価にあたっては、同基準を用います。また、1時間値については、環境基準が設定されていないことから、昭和 53 年の中央公害対策審議会の答申(環境基準の改定)に示された短期暴露の指針(1時間暴露として 0.1~0.2ppm 以下)を用いる予定です。</p> <p>③現地の気象条件については、配慮書では既設 1・2号機の評価書のデータを使用しましたが、準備書ではあらためて現況調査で測定したデータを使用します。また、高層気象観測の実施場所については、航空機の飛行に影響を及ぼさない地点として、東京航空局と調整した結果を踏まえて、既設 1・2号機の評価書における現況調査と同様に大黒埠頭で実施します。</p>